

令和 年 月 日執行

増毛町議会議員選挙及び増毛町長選挙

公費負担（選挙公営）の手引き

増毛町選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、増毛町議会議員選挙及び増毛町長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続きについて記述したものです。

目 次

第1章 公費負担（選挙公営）制度の概要

1	公職選挙法改正の概要	1
2	公費負担（選挙公営）制度とは	1
3	公費負担の種類	1
4	対象となる候補者	1
5	公費負担の限度額	2
6	諸手続	3～5

第2章 公費負担（選挙公営）の手続き

□	公費負担手続きのイメージ	6～7
1	選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）	8～9
2-1	選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー以外）	10～11
2-2	選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）	12～13
2-3	選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）	14～15
3	選挙運動用ビラの作成	16～17
4	選挙運動用ポスターの作成	18～19

第3章 選挙運動費用の公費負担制度Q & A

1	共通事項	20
2	自動車の借入	21～23
3	燃料の供給	24
4	運転手の雇用	25
5	選挙運動用ビラの作成	26～27
6	選挙運動用ポスターの作成	27

第1章 公費負担（選挙公営）制度の概要

1 公職選挙法改正の概要

令和2年6月に公布された、公職選挙法の一部を改正する法律により、町議会議員及び町長選挙における選挙運動費用について、各自治体で条例を定めることで公費負担ができることとなりました。

増毛町では、令和4年3月に「増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を制定し、制定以降の町議会議員選挙及び町長選挙から、公費負担（選挙公営）制度を導入することとしました。

また、町議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布が解禁になるとともに、選挙公営対象拡大に伴う措置として、供託金制度が導入されました。

2 公費負担（選挙公営）制度とは

この制度は、町議会議員選挙及び町長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、増毛町が各契約事業者等に直接その費用をお支払いするものです。

3 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、町の条例及び公職選挙法で上限等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

4 対象となる候補者

この公費負担制度においては、町が公費負担する候補者は、**供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。**

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

<供託物没収点>

- ・増毛町議会議員選挙の場合 $\text{供託物没収点} = \text{有効投票総数} \div \text{議員定数} \times 1 / 10$
- ・増毛町長選挙の場合 $\text{供託物没収点} = \text{有効投票総数} \times 1 / 10$

5 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区分		内容等	限度額
1	一般運送契約(ハイヤー等契約)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額(同一の日において1台に限る)	各日について 64,500円
2	① 自動車の借入れ	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額(同一の日において1台に限る)	各日について 16,100円
	② 燃料代	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700円× 選挙運動日数
	③ 運転手の雇用	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額(同一の日において1人に限る)	各日について 12,500円

【留意点】

- ※ 1の契約と2の契約は、どちらか選択となります。
- ※ 最大で1日あたりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。
- ※ 選挙が無投票となった場合は、届出日(告示日)1日のみが対象となります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

選挙種別	規格等	作成限度枚数	限度額(単価)
町議会議員選挙	長さ29.7cm、幅21cm (A4版)以内	1,600枚	7円73銭 (1枚あたり)
町長選挙		5,000枚	

【留意点】

- ※ 1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。
- ※ 町選挙管理委員会が交付した証紙を貼った2種類以内の選挙運動用ビラの作成に係る費用のうち1枚あたりの単価限度額と作成限度枚数により算出されるビラ作成費用限度額の範囲内で公費負担をします。
- ※ 頒布の方法:新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所

《例1》町議選挙運動用ビラ1,600枚の作成を14,400円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $14,400円 \div 1,600枚 = 9円$ になります。この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、 $7円73銭 \times 1,600枚 = 12,368円$ が公費負担の対象となります。この額を超える分2,032円は候補者の負担になります。

《例2》町長選挙運動用ビラ5,500枚の作成を38,500円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $38,500円 \div 5,500枚 = 7円$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $7円 \times 5,000枚 = 35,000円$ が公費負担の対象となります。この額を超える分3,500円は候補者の負担になります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

内容等	作成限度枚数	限度額(単価)
選挙運動用ポスターの作成 (長さ42cm、幅30cm以内)	ポスター掲示場数×1.2 ※ 1未満の端数がある場合には、これを1に切り上げます。	(541円31銭×ポスター掲示場数+54,550円)÷ポスター掲示場数 ※ 1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

<参考>

ポスター掲示場数を37カ所 (令和4年3月現在)とした場合	37カ所×1.2= 45枚	(541円31銭×37カ所+54,550円)÷37カ所=2,016円(1枚当たり)
----------------------------------	---------------	---

【留意点】

※ 作成限度枚数とポスター1枚あたりの単価限度額により算出されるポスター作成費用限度額の範囲内で公費負担をします。

《例1》選挙運動ポスター60枚の作成を96,000円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、96,000円÷60枚=1,600円になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $1,600円 \times 45枚 = 72,000円$ が公費負担の対象となります。この額を超える分24,000円は候補者の負担になります。

《例1》選挙運動ポスター60枚の作成を132,000円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、132,000円÷60枚=2,200円になります。この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、 $2,016円 \times 45枚 = 90,720円$ が公費負担の対象となります。この額を超える分41,280円は候補者の負担になります。

6 諸手続

(1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各事業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- | | | |
|----------|---------------|------------|
| I 届出先 | 増毛町選挙管理委員会 | |
| II 届出期日 | 契約が立候補届出の前の場合 | → 立候補届出のとき |
| | 契約が立候補届出の後の場合 | → 契約締結後直ちに |
| III 添付書類 | 各事業者等との契約書の写し | |

【留意事項】

- ・「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- ・契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

(2) 確認申請

下記 I については、(1) の契約届出と同時に、確認申請が必要です。

I 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代 → 金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成 → 作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成 → 作成限度枚数の確認

II 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写しまたは控えを保管してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

III 確認申請書の提出先

- ・増毛町選挙管理委員会

IV 確認書の交付

- ・申請に基づき町選挙管理委員会から交付します。
- ・交付を受けた確認書は直ちに事業者へ提出してください。
- ・確認書は、契約事業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(3) 使用（作成）証明書の交付

上記(1)の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した事業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した事業者等からの請求に基づき、町が事業者等に直接支払いをします。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

I 請求する際に必要な提出書類

区 分		必要な書類	
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー等)	①請求書 [様式第15号] ②請求内訳書 [様式第15号 (別紙1)] ③選挙運動用自動車使用証明書 [様式第10号]	
	上記以外の契約による場合	自動車の借入れ	①請求書 [様式第15号] ②請求内訳書 [様式第15号 (別紙2 (1) 自動車の借入れ)] ③選挙運動用自動車使用証明書 [様式第10号]
		燃料代	①請求書 [様式第15号] ②請求内訳書 [様式第15号 (別紙2 (2) 燃料代)] 給油伝票添付 (給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの) ③選挙運動用自動車使用証明書 [様式第11号] ④選挙運動用自動車燃料代確認書 [様式第7号]
		運転手の報酬	①請求書 [様式第15号] ②請求内訳書 [様式第15号 (別紙2 (3) 運転手)] ③選挙運動用自動車使用証明書 [様式第12号]
選挙運動用ビラの作成		①請求書 [様式第16号] ②請求内訳書 [様式第16号 (別紙)] ③選挙運動用ビラ作成証明書 [様式第13号] ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書 [様式第8号]	
選挙運動用ポスターの作成		①請求書 [様式第17号] ②請求内訳書 [様式第17号 (別紙)] ③選挙運動用ポスター作成証明書 [様式第14号] ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書 [様式第9号]	

II 請求書の提出の際の注意点

- ・支払方法は、口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は、再度提出していただく場合がありますので、ご注意ください。

III 請求書の提出先

〒077-0292

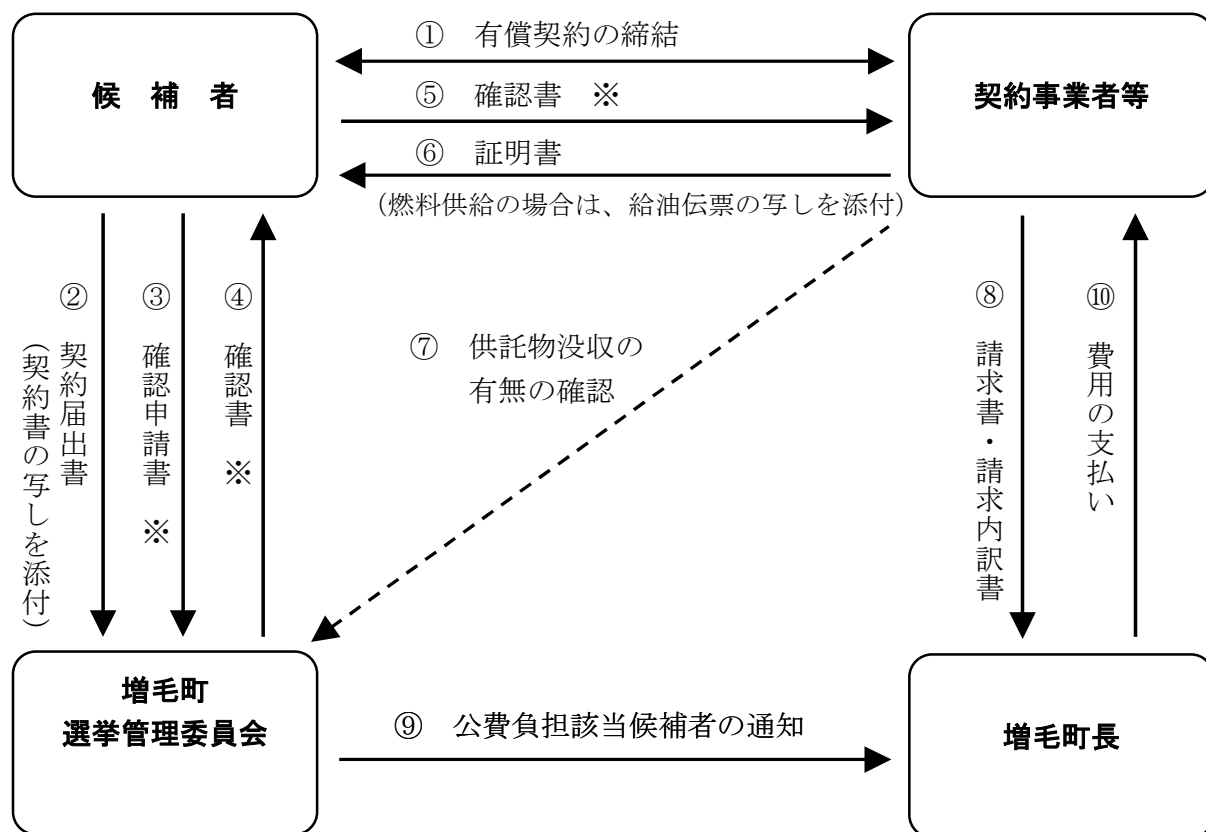
増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 増毛町役場内

増毛町選挙管理委員会事務局

☎0164-53-1111

第2章 公費負担（選挙公営）の手続き

公費負担手続きのイメージ



注) ※印の手続きは、燃料供給契約並びにビラ及びポスター作成契約の場合のみ必要となります。

<立候補届出前に>

【候補者と契約業者等】

- ①有償契約の締結（契約書）

<立候補届出時に>

【候補者と契約業者等】

- ②契約締結の届出
 - ・様式第1号（自動車）
 - ・様式第2号（ビラ）
 - ・様式第3号（ポスター）
 - ・契約書の写し
- ③確認申請
 - ・様式第4号（燃料）
 - ・様式第5号（ビラ）
 - ・様式第6号（ポスター）

【確認後、町選管から候補者へ】

- ④確認書の交付
 - ・様式第7号（燃料）
 - ・様式第8号（ビラ）
 - ・様式第9号（ポスター）

【候補者から契約業者等へ】

- ⑤確認書の提出
 - ・様式第7号（燃料）
 - ・様式第8号（ビラ）
 - ・様式第9号（ポスター）

<選挙終了後>

【候補者から契約業者等へ】

- ⑥証明書の提出
 - ・様式第10号（自動車）
 - ・様式第11号（燃料）
 - ・様式第12号（運転手）
 - ・様式第13号（ビラ）
 - ・様式第14号（ポスター）

【契約業者等から町へ】

- ⑦費用の請求
 - ・様式第15号（自動車）及び 請求内訳書別紙1又は別紙2
 - ・様式第16号（ビラ）及び 請求内訳書別紙
 - ・様式第17号（ポスター）及び 請求内訳書別紙
 - ・確認書（燃料、ビラ及びポスターのみ）
 - ・証明書、振込口座通帳の写し（口座番号、振込名義のわかる箇所）
 - ・給油伝票の写し（燃料代の場合）

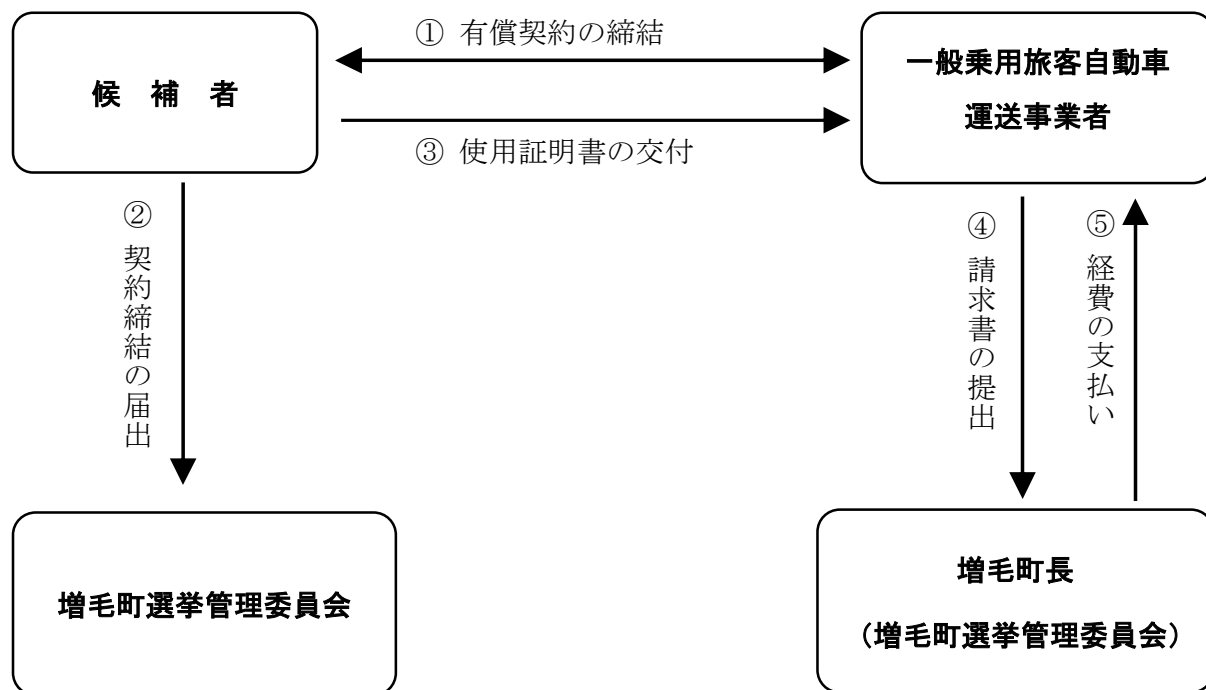
1 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

◇選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック欄
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車の使用証明書（自動車） 【様式第10号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号（別紙1）】	

選挙運動用自動車の使用
(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)
※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第15号】 請求内訳書 【様式第15号(別紙1)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることができません。
 2 町長に対する上記の請求については、増毛町選挙管理委員会で受け付けます。

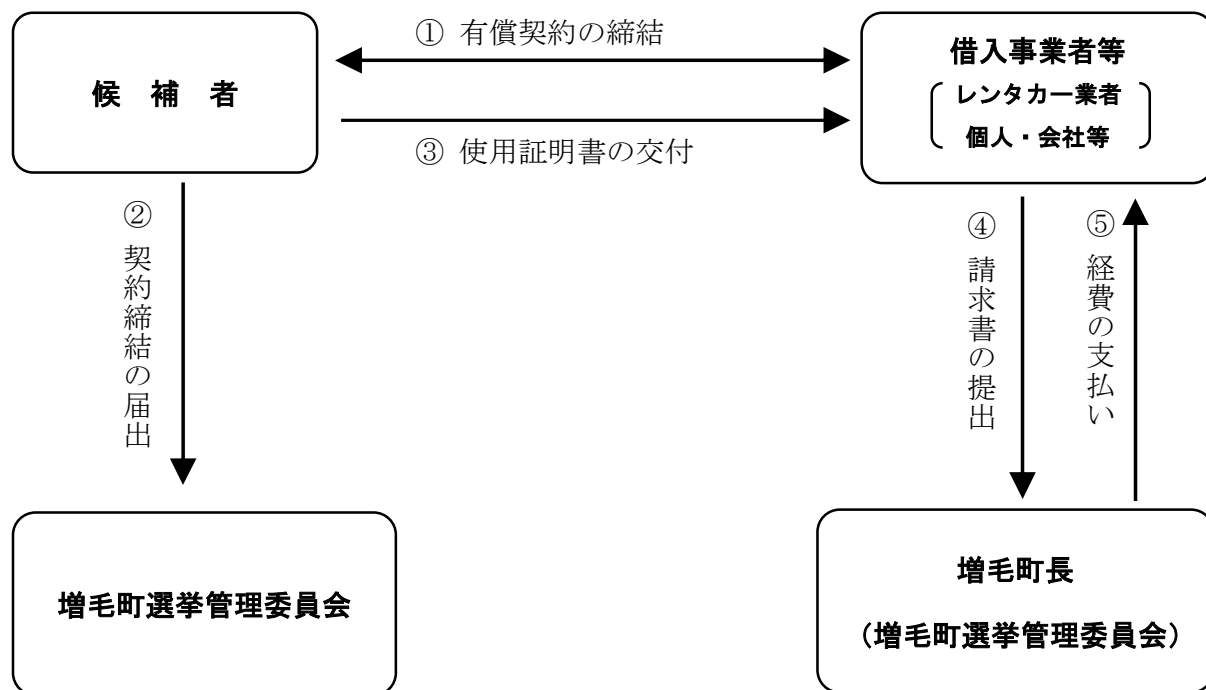
2-1 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

◇選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック欄
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車の使用証明書（自動車） 【様式第10号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号（別紙2）（1）自動車の借入れ】	

**選挙運動用自動車の使用
(自動車の借入れ)
※個別契約**



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入事業者等)	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入事業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】	
④	請求書の提出 (借入事業者等⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第15号】 請求内訳書 【様式第15号(別紙2)(1)自動車の借入れ】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入事業者等)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入事業者等は町長へ④の請求をすることができません。
2 町長に対する上記の請求については、増毛町選挙管理委員会で受け付けます。

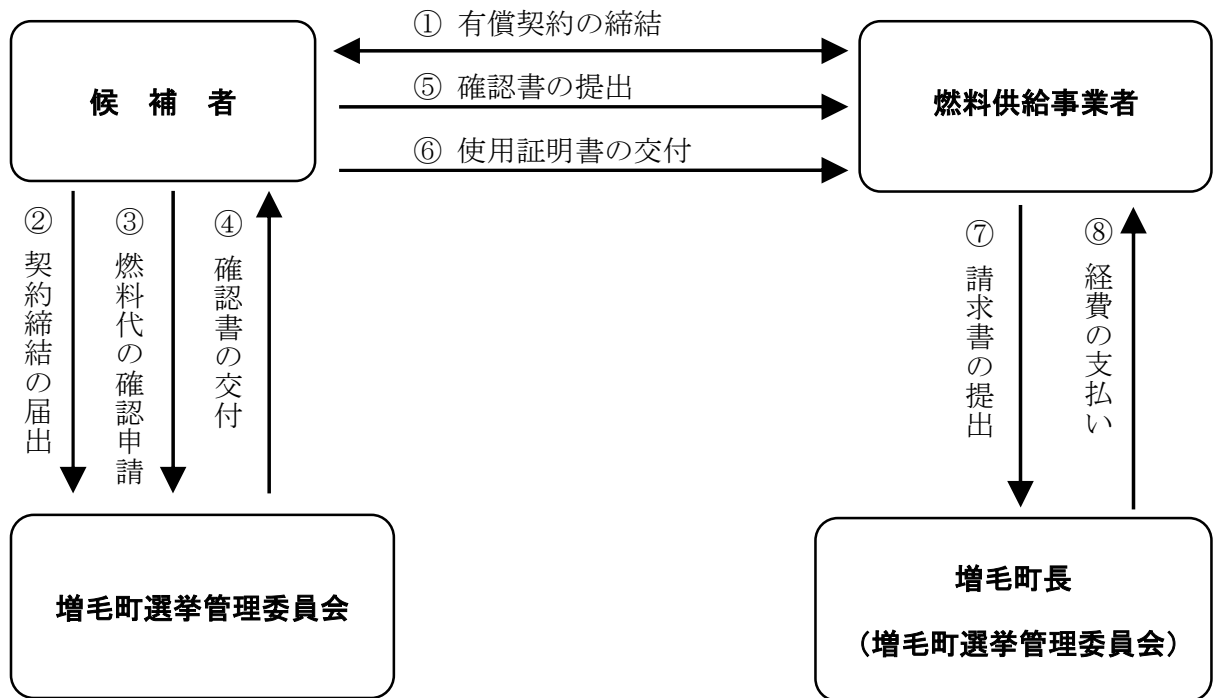
2-2 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

◇選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック欄
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求の前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
請求のとき	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第11号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号（別紙2）（2）燃料代】	
	給油伝票の写し	

**選挙運動用自動車の使用
(燃料代)
※個別契約**



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給事業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給事業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第11号】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給事業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第15号】 請求内訳書 【様式第15号(別紙2)(2)燃料代】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給事業者)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給事業者は町長へ⑦の請求をすることができません。
- 2 町長に対する上記の請求については、増毛町選挙管理委員会で受け付けます。

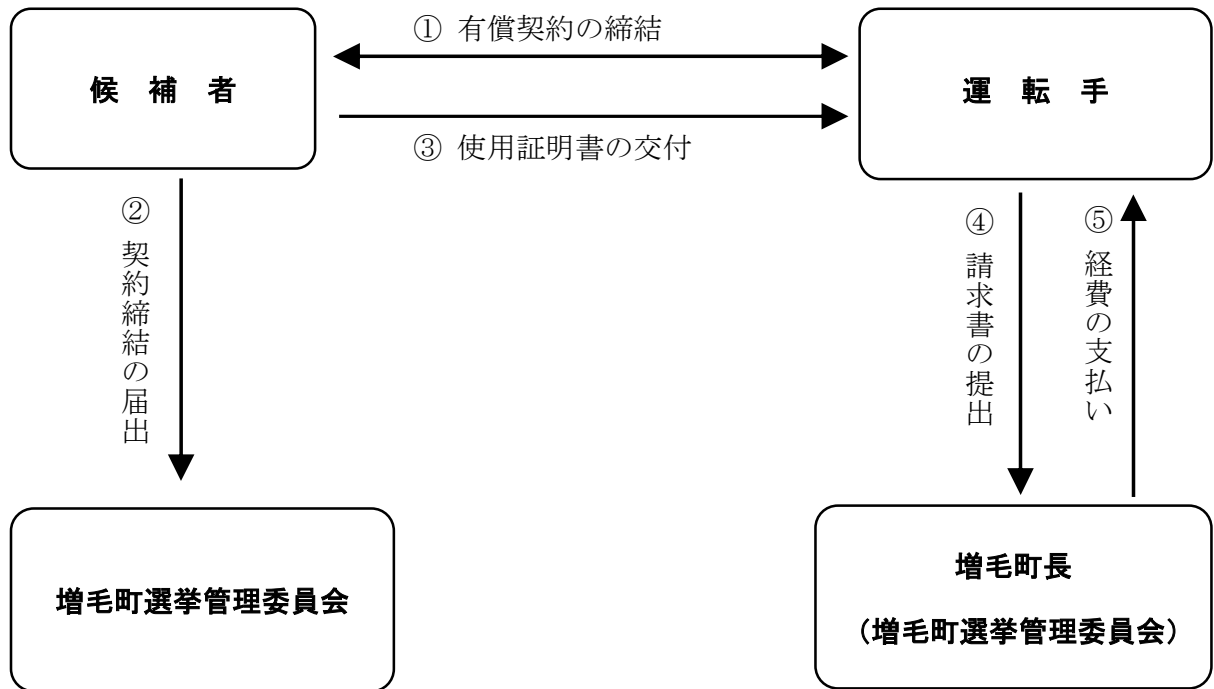
2-3 選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

◇選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック欄
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第12号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号（別紙2）（3）運転手】	

**選挙運動用自動車の使用
(運転手の雇用)
※個別契約**



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転手契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第12号】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第15号】 請求内訳書 【様式第15号(別紙2)(3)運転手】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

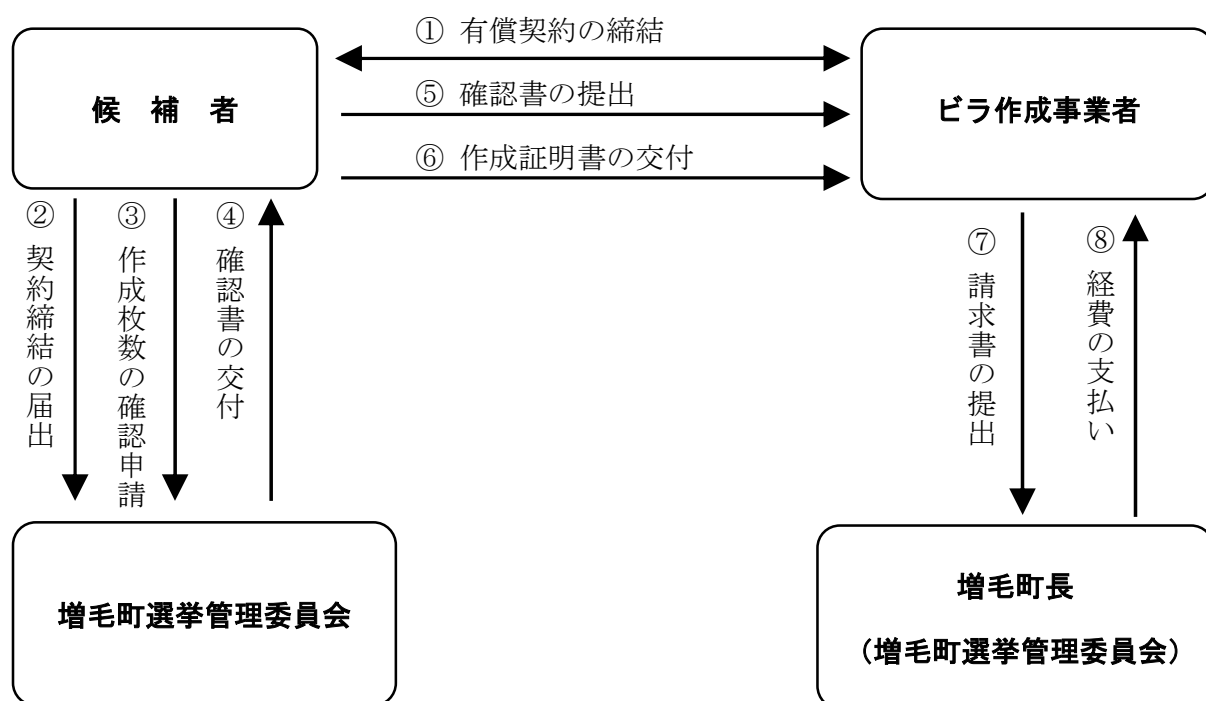
- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることができません。
2 町長に対する上記の請求については、増毛町選挙管理委員会で受け付けます。

3 選挙運動用ビラの作成

◇選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック欄
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	
請 求 の 前	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
請 求 の と き	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書（燃料） 【様式第13号】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第16号】	
	請求内訳書 【様式第16号（別紙）】	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成事業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	①の契約書写し 仕様が記載された 書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成事業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成事業者)	選挙運動用ビラ作成証明書) 【様式第13号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成事業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第16号】 請求内訳書 【様式第16号(別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書 作成したビラの見本
⑧	経費の支払 (町長⇒ビラ作成事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成事業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

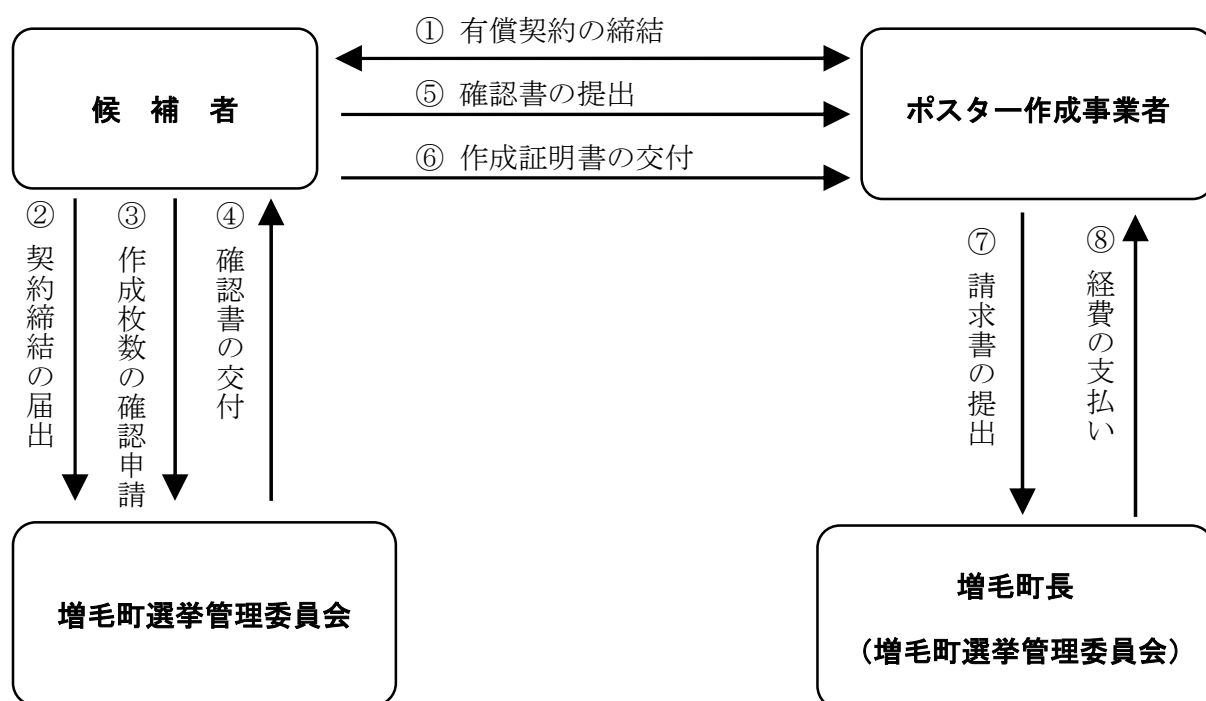
2 町長に対する上記の請求については、増毛町選挙管理委員会で受け付けます。

4 選挙運動用ポスターの作成

◇選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック欄
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	
請求の前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
請求のとき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第14号】	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第17号】	
	請求内訳書 【様式第17号（別紙）】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成事業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	①の契約書写し 仕様が記載された 書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成事業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成事業者)	選挙運動用ポスター作成証明書) 【様式第14号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成事業者⇒町長)	請求書 (選挙運動用ポスターの作成) 【様式第17号】 請求内訳書 【様式第17号 (別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成事業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

2 町長に対する上記の請求については、増毛町選挙管理委員会で受け付けます。

第3章 選挙運動費用の公費負担制度 Q & A

このQ & Aは、増毛町長選挙及び増毛町議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。

1 共通事項

Q 1 契約の締結にあたって「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 使用（作成）証明書を契約事業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約事業者へ交付することになります。

Q 4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり）

2 自動車の借入れ

Q 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者1人につき1台です。

Q 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q 4 レンタカー事業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー事業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。
車両本体以外の費用（看板レンタル台、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。
契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q 5 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入金分は、公費負担の対象外となるため、請求はできません。
※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は、公費負担の対象外となります。

Q 7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額を教えてください。

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日あたりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日あたりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。

また、レンタカー事業者と月極契約を行う場合については、各事業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1ヶ月で〇〇万円」といったように、1日あたりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可事業者以外の者から借りることはできますか。

A 公費負担の性質上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q 9 レンタカー業の許可事業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればよいのですか。

A 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

- A** 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。
ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。
※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

- A** 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

3 燃料の供給

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。
ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,560 円に選挙運動期間の日数 5 日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

A 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

Q 3 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することはできますか。

A 請求できます。
ただし、いずれの給油業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料供給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。
なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

4 運転手の雇用

Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は、全額公費負担の対象になりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象になりません。

Q 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象は、1日あたり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれかの1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対して支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象になりません。

5 選挙運動用ビラの作成

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。

A 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法（抜粋）

（文書図面の頒布）

第142条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図面は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

（1）～（6） 略

（7）町村選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書2,500枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ5,000枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書800枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ1,600枚

Q 2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。

- A
- ・枚数…町長選挙 5,000枚以内、町議会議員選挙 1,600枚
 - ・種類…2種類以内
 - ・規格…長さ29.7cm × 幅21cm（A4版以内） 両面印刷が可能
 - ・記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人の場合は、法人名及び所在地）を記載しなければなりません。
 - ・証紙の貼付…頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 3 選挙運動用ビラ頒布はどのような方法で行うことができますか。

- A 次の場所において頒布することができます。
- ・新聞折込による頒布
 - ・候補者の選挙事務所内における頒布
 - ・個人演説会の会場内における頒布
 - ・街頭演説の場所における頒布

Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

6 選挙運動用ポスターの作成

Q 1 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A ポスター作成事業者とポスター作成契約して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります。(金額、作成枚数に上限がありません。)

Q 2 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q 3 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。